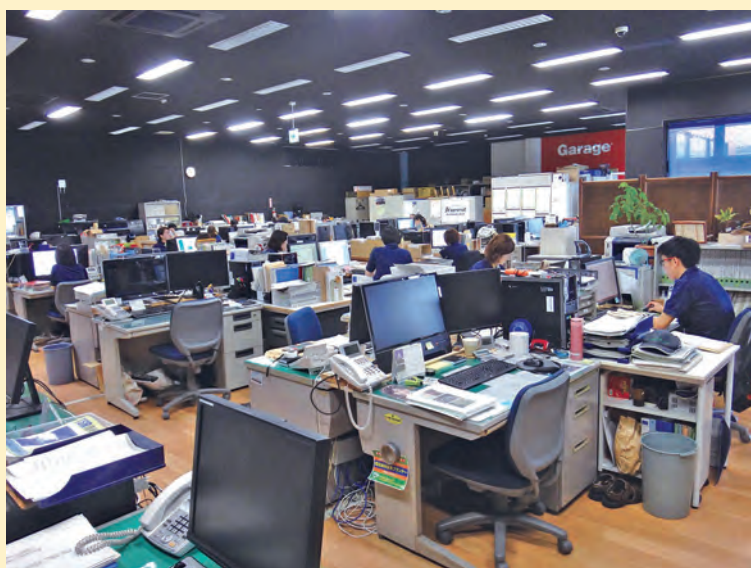


森林保険センターのお知らせ

熊本地震の被害に対する森林保険の対応

平成28年4月14日21時26分以降発生した強い地震により、熊本県と大分県にまたがる広い範囲で大きな被害が発生しました。熊本県内の森林保険を取り扱う熊本県森林組合連合会や森林組合が入る森林組合連合会事務所も半壊するなどの被害を受けましたが、早期に仮事務所を



熊本県森林組合連合会仮事務所の様子

確保するなどして、5月の連休明けには通常通りの業務が再開されました。

具体的には森林保険では、地震による被害は保険金のお支払いの対象となりませんが、地震の影響により森林保険の継続契約が行えなかった方に対しては、特別措置として継続契約の猶予を設けております。

熊本県内の森林を保険目的とする保険契約、及び熊本県内を住所とする保険契約者又は被保険者の保険契約については、保険期間満了の30日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、平成28年10月31日まで申出の期間を猶予します。猶予期間内に継続の申込みを行った場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとできます。

例えば、6月1日に保険期間満了となる森林保険の継続契約の申込みが満了日の30日前までに行えなかった場合でも、10月31日までに申出を行うことで6月1日にさかのぼって継続契約が行えます。また、その間に台風などで罹災した場合は保険金支払いの対象となります。

詳しい手続については、最寄りの森林組合連合会等にお問い合わせください。

このたびの熊本地震で被災された皆様に少しでもお力添えできますよう努めて参りますとともに、被災地の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。



林野庁計画課森林保険企画班、森林総合研究所理事（企画・総務・森林保険担当）、森林保険センターの職員から熊本県森林組合連合会に義援金をお送りしました。

左：熊本県森林組合連合会
藤崎代表理事専務
右：森林保険センター大貫所長